TAX NEWS

令和5年5月1日発行　第112号

どうする？電帳法

電子帳簿保存法について、義務である電子取引の猶予期間が令和5年12月31日をもって終了いたします。よくわからないので何も対応していない、という方が多いといった印象ですが、具体的に何をしなければいけないのでしょうか。最低限やらなければいけないことを確認します。

電子帳簿保存法の対象		任意／義務	内容
Ⅰ　電子取引	見積書・注文書 領収書・請求書のPDF等	義務	データで受け取ったものはデータで保存
Ⅱ　電子帳簿等	総勘定元帳 仕訳帳　など	任意	帳簿書類等を電子データで保存すれば紙で総勘定元帳等を保存する必要がない（税制優遇あり）
Ⅲ　スキャナ保存	見積書・注文書 領収書・請求書など	任意	紙で受け取った領収書等をスキャン保存すれば紙の領収書等を保存する必要がない

Ⅰ　電子取引 【義務】 → 要対応

電子取引については①検索機能②改ざん防止③見読可能装置の3要件が必要とされていました。この中で①検索要件を満たすのがとにかくコストまたは手間がかかると感じます。**前々期の売上が5,000万円以下**の事業者については他の要件を満たせば検索要件が不要となり、その他の事業者については**「相当の理由」**に該当することで保存要件が不要となります。「相当の理由」にはシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない、といった理由でも認められるそうなので、幅広い理由が該当しそうです。

要件	原則	前々期の 売上5,000万円以下	相当の理由 （猶予措置）
①　検索機能（手間、コスト大）	○	－	－
②　改ざん防止（事務処理規定のみでＯＫ）	○	○	－
③　見読可能装置（PC、プリンタがあればＯＫ）	○	○	－
ダウンロード対応（フォルダにまとめて保存）		○	○
出力書面の提出（取引年月、取引先ごと要整理）		○	○

Ⅱ　電子帳簿等の保存 【任意】→ 様子見

下記に掲げる**「優良な電子帳簿」**の要件をすべて満たせば、修正申告をする際に課される過少申告加算税が5%減免されるという優遇措置があります。定期的に税務調査を受ける会社については検討の余地があるといえるのではないでしょうか。

≪優良な電子帳簿の要件≫

要件	優良な電子帳簿	一般の電子帳簿
訂正・削除の履歴確保	○	－
相互関連性要件	○	－
マニュアルなどの備え付け	○	○
ディスプレイ等の確保	○	○
検索要件	○	－
ダウンロードの求めに応じる	－	○

Ⅲ　スキャナ保存 【任意】→ コスト面で余裕があれば対応

インボイス制度が10月にスタートし今後は世の中が今まで以上にペーパーレス化が進み電子化してくることとなるでしょう。コスト面で余裕があるのであれば対応をご検討ください。